

バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

申請受付及び補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 (変更前)令和3年 2月26日(金)まで
(変更後)令和3年 4月30日(金)まで
- 補助事業実施期間 (変更前)交付決定日から令和3年4月30日(金)まで
ただし、下記2 (2) ①イを実施する場合は5月31日 (月) まで
(変更後)交付決定日から令和3年6月30日(水)まで
※令和3年1月以降申請受付分について適用

募集の概要

- 1 補助対象者** 都内に営業所があるバス事業者等
- 2 支援内容**
- (1)補助対象事業 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止策
- (2)主な補助対象経費
- ① 観光バス等の乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業
ア バス車両内において感染症の拡大防止のための備品調達（感染防止仕切り板、サーモグラフィー）等
イ バス車両内の安全・安心の向上を確保するための設備設置（高効率空気清浄機等）
- ② バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業
- (3)補助率・補助限度額 事業経費の4/5以内（補助限度額：1台当たり8万円）
ただし、①イを実施する場合は、1台当たり30万円までとする。
- (4)補助事業実施期間 **交付決定日から令和3年6月30日(水)まで**
※令和3年1月以降申請受付分について適用します。
※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。
- 3 申請受付期限** **令和3年4月30日(金)まで（消印有効）**
- 4 申請方法** 必要事項をご記入の上、**郵送(簡易書留)**により、提出してください。
- 5 申請先** (公財) 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課バス事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階
※申請書類や手続き方法等については、(公財) 東京観光財団ホームページ



【問い合わせ先】

- <事業全般について>
産業労働局 観光部 受入環境課 電話 03-5320-4881
- <申請方法等について>
(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463